

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	財団法人大阪府保健医療財団	監査（検査） 実 施 年 月 日	委 員 平成 24 年 12 月 7 日
			事務局 平成24年11月 5 日から 平成24年11月 6 日まで
処理区分	指 示 事 項	事務区分	出納その他の事務

指示事項

財団法人大阪府保健医療財団が指定管理者として運営する中河内救命救急センターでは、平成23年度末に保有する医薬品、診療材料について、購入時に費用処理されるのみで、期末在庫が貸借対照表に反映されていないので、棚卸資産として計上されたい。

指示事項の内容等

1 概要

財団法人大阪府保健医療財団（以下「法人」という。）が指定管理者として運営する中河内救命救急センターでは、医薬品及び診療材料を購入時に費用処理している。府との委託契約書上は、医薬品及び診療材料に関する取決めがなされていないため、事実関係が不明であるが、府に確認したところ、所有権は法人にあるとの認識である。よって、これらについては、期末時点で棚卸資産として計上すべきものである。

なお、平成23年度末の在庫金額は61,710千円であった。

区分	金額（千円）
薬品	20,593
診療材料	41,117
合計	61,710

2 指示事項の内容

法人は期末在庫につき、棚卸資産として計上していなかったが、所有権は法人にあると考えられるため、期末日に在庫として残っている医薬品及び診療材料61,710千円については、貸借対照表上、棚卸資産として計上すべきである。

府との委託契約書上、医薬品及び診療材料に関する事項を明確にするとともに、適切に処理されたい。